

令和8年度 建設キャリアアップシステム 処遇改善推進の取組

ー全国協議会とともに、取組を進めましょうー

1. 建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用
2. 「労務費に関する基準」に係る取組状況
3. 「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」の取組状況
4. 今後の協議会重点課題
5. 建設業の一人親方対策の推進
6. 建退共制度及び電子ポイント方式の普及に向けた取組
7. 最近の建設業行政の動向（中東情勢、持続的な成長産業としての建設業のあり方に関する検討）

1. 建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

令和8年度建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(令和8年6月25日) 資料

※これらの資料一式は、国土交通省HPでご確認ください。



建設業政策におけるCCUSの位置づけ・利活用

- CCUSを取り巻く環境は、1. 第3次・担い手三法の施行、2. 育成就労制度の導入、3. 建退共制度の見直しにより、**本格運用開始以来の大変革期**を迎えている。
- CCUS**能力評価の位置付けは大幅に強化**され、**業界共通のインフラ**としての役割はより一層重要に。

建設キャリアアップシステム (CCUS)



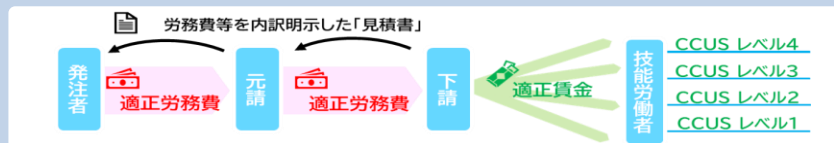
1. 第3次・担い手三法の施行

- 建設業者に対し、労働者の**知識、技能等の評価に基づく賃金支払い**等を行うことを努力義務化

労務費に関する基準

①「CCUSレベル別年収」

- 「目標値」と「標準値」の2つの水準の値を設定
- 「目標値」を**適正な賃金としての支払いを推奨**
- 「標準値」を下回る支払いは、労務費のダンプの恐れがないか重点的に確認



②「自主宣言制度」

- **CCUS活用**が必須項目の1つ
- 雇用する**技能者のCCUS詳細型登録**が必須
- 自主宣言を行うことで経審において加点



職人いきいき宣言

2. 育成就労制度の導入

- 育成就労も、**企業はCCUSを登録、労働者はCCUSに登録していることが必須**
- 技能実習に比べ、**キャリアパスとしての活用**がより重要に
- 「外国人就労管理システム」、入管庁の「在留情報」と**CCUSを連携**

3. 建退共制度の見直し

- 建退共の**電子申請システムとの連携**により、**CCUSタッチで建退共掛金が蓄積**
- 退職金1,000万円以上を目指して、**複数掛金制度においてCCUSレベル**の活用を検討

建退共

2. 「労務費に関する基準」に係る取組状況

令和8年度建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(令和8年6月25日) 資料

北海道開発局 令和8年度建設業法令遵守推進本部の活動方針概要

技能者の処遇改善に向けた新たなルールの導入

第三次・担い手3法の制定（R6.6公布、R7.12全面施行）

- 建設業者に対し、労働者の知識、技能等の評価に基づき賃金支払い等を行うことを努力義務化（建設業法25条の27）。
- 中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成（同法34条）し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。
- 併せて、基準を著しく下回る見積り・契約締結を禁止（同法20条、19条の3）し、違反した業者は指導・監督（同法28条）、発注者は勧告・公表（同法20条）の対象。



これらの措置により、公共工事・民間工事を問わず、受発注者間、元請-下請間、下請間の**すべての段階において、適正な労務費を確保**。そのうえで、「CCUSレベル別年収」を活用し、**現場の技能者に、経験・技能に応じた適切な水準の賃金が支払われる**ようにする。

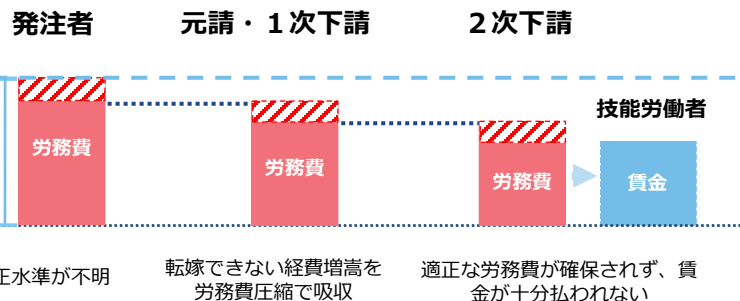
現状

目指す姿

R7.12実施

労務費確保のイメージ

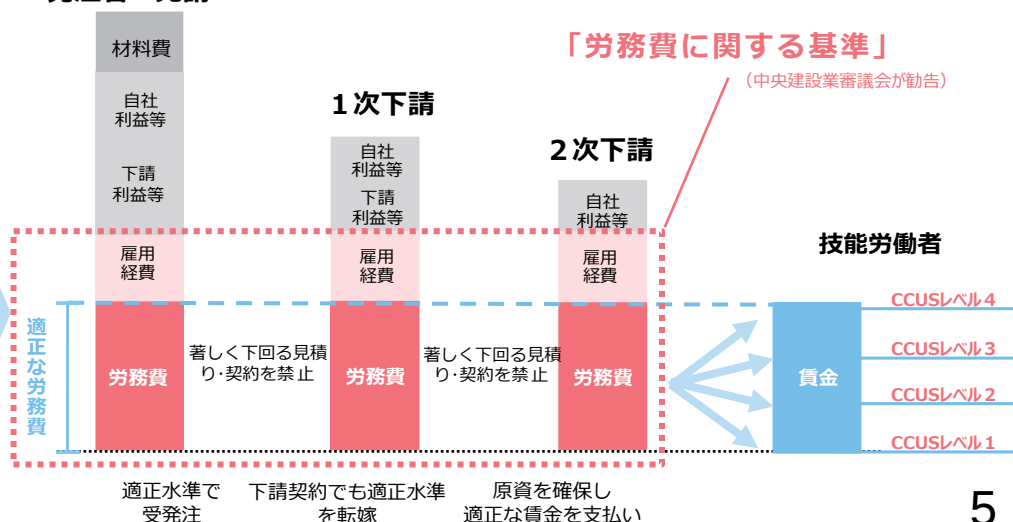
建設工事請負契約に係る特有の課題



発注者・元請

1次下請

2次下請



- 労務費等を内訳明示した見積書の作成・交渉シミュレーションをする**モデル事業**を実施
- これにより把握された課題について、**対応策をQ A形式で「書き方ガイド(運用編)」**としてとりまとめ
- 同様の課題に直面した際に、**事業者を補助する資料**として活用を想定

モデル事業 (R7.10~12) : 事業者において、専門工事業団体等が作成した**新様式にて見積書を作成し**、請負上位者との**交渉のシミュレーション**を実施



見積書作成・交渉

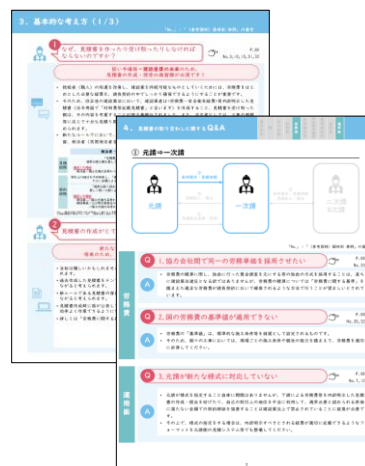
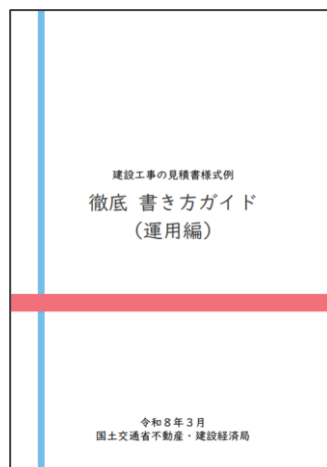


「書き方ガイド(運用編)」
の参照



労務費等を内訳明示した
見積書の作成・価格交渉の
円滑化

労務費等を内訳明示した見積書
に係る課題・疑問が発生



新たな商習慣の定着



建設工事の見積書様式例
徹底書き方ガイド



徹底 書き方ガイド
(運用編)

労務費とあわせて確保すべき「必要経費」の取扱い明確化

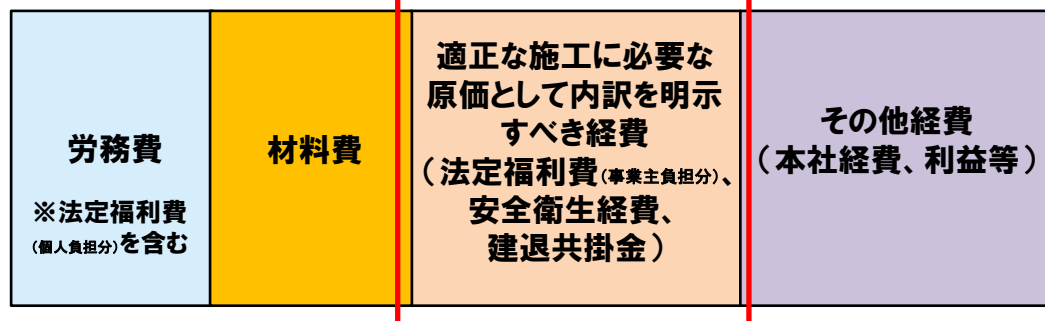
改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

○技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費（賃金の原資）だけでなく、一定の範囲の必要経費についても確保されることが必要。

○この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**）について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。
労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。

○また、上記の費目以外にも、事業主は雇用に伴う必要経費を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、**契約当事者間で、その負担について十分に協議**することが必要である。

<工事価格の構成イメージ>



法定福利費 (事業主負担分)

- これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請
- 法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要

安全衛生経費

- これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請
- 安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要

建退共掛金

(見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)

- これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請
- 建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要

※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

- 「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」を令和5年8月に公表し、建設業者団体に作成・活用を依頼。
- 各専門工事業団体に対し「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな型)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種※の確認表を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討・作成いただくよう依頼。
※ 専門工事業団体等の協力を得て、5工種(型枠、管、内装仕上、外部足場、住宅)の確認表を先行的に検討・作成。
- すべての建設企業に対して、建設工事の現場において「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくよう依頼。



令和5年8月9日
不動産・建設経済局建設市場整備課

建設工事における「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました

建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の醸成や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」を作成しました。

建設工事における安全衛生経費については、労働災害防止対策を適切に実施する上で必要な経費であり、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われることが必要です。
このため、国土交通省では、「建設工事における安全衛生経費の確保に関する実務者検討会」を開催し、令和4年6月に「建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて(提言)」が検討会で取りまとめられました。この提言では、安全衛生経費の「見える化」の必要性とともに、「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、元請負人と下請負人の間における安全衛生対策の認識の醸成や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表」と安全衛生経費の内訳明示のための「標準見積書」の作成・普及等の有効性が示されました。

この提言を踏まえて、国土交通省では、「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を開催し、見積時に安全衛生対策項目の「対策の実施分担」及び「費用負担」を確認するための「安全衛生対策項目の確認表」の検討を進めてまいりました。
今般、工種ごとの確認表の作成・普及を促進するため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)(別添1)」及び「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)説明書(以下「説明書」という)(別添2)」を作成しました。

各専門工事業団体に対しては、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「説明書」並びに先行的に作成した工種の確認表(別添3)を参考に、工種ごとに「安全衛生対策項目の確認表」を検討・作成いただくようお願いしているところです。

また、すべての建設企業に対しては、建設工事の現場において、「安全衛生対策項目の確認表」を活用することにより、元請負人と下請負人との間で安全衛生対策の分担を共有し、安全衛生経費の適切な支払いにつなげていただくようお願いしているところです。

〇〇工事における安全衛生対策項目の確認表【参考ひな型】

整理区分	対策項目	対策の実施分担		早期策で費用が上乗せされる(費用負担)	
		注文者	下請	注文者	下請
安全衛生対策項目	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体				
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業橋台・吊り橋台の組立と解体				
	昇降設備の設置と撤去				
	土留め支保工の組立と解体				
	保護員の着用				
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来物等による危険の防止				
	搬運用吊具				
労働者の安全確保のための措置・快適な職場環境の形成のための措置	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処(立入禁止措置)				
	調査の実施(煙設備調査・試験等)				
	安全点検の実施				
	機械等の危険防止				
	監視遠隔等に要する対策				
	倉庫、材料保管等				
	その他				
その他	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
	休憩室、仮眠設備				
その他	職場生活支援施設(トイレ、洗面所等)				
	熱中症対策				
	応急処置・緊急時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策(仮囲い等)				
	追加項目(当該工事で確認が必要な項目)	注文者	下請	注文者	下請

- 「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」(R6.7)において、改正建設業法に基づく取組とCCUSを活用した取組を一体として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。
- この方向性に沿って、処遇改善に取り組む企業が評価され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言**」が創設。



参加の流れ

- 1. 立場選択 : ①元請事業者、②下請事業者、③発注者
- 2. 項目検討 : 必須項目、任意項目について対応検討
- 3. 申請 : 1. 2. を以て国交省に申請
- 4. 公表 : 国交省HPに掲載

効果

- 宣言企業は、
- ・国交省HPで公開される
 - ・シンボルマークの使用が可能となる
 - ・経営事項審査における加点等のインセンティブ
- ➡
- ✓ 就業者に選ばれ、安定的な事業活動の実現
 - ✓ サプライチェーンの中で適切に評価される

宣言項目

		元請事業者	下請事業者	発注者
必須	労務費確保・賃金支払い等のための取組	技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等		元請事業者から提出される、労務費等が内訳明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
	CCUSの活用	全ての現場において、技能者の就業履歴蓄積の環境整備・促進に取り組むこと 等	雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
	宣言企業との取引優先	取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。		
任意	その他	例) ・事務作業/現場作業におけるICT化を推進すること ・外国人就労者の就労環境の向上に取り組むこと 等		

宣言状況 (2026年6月末現在※) 計 : 4,635社

コミットメント条項について

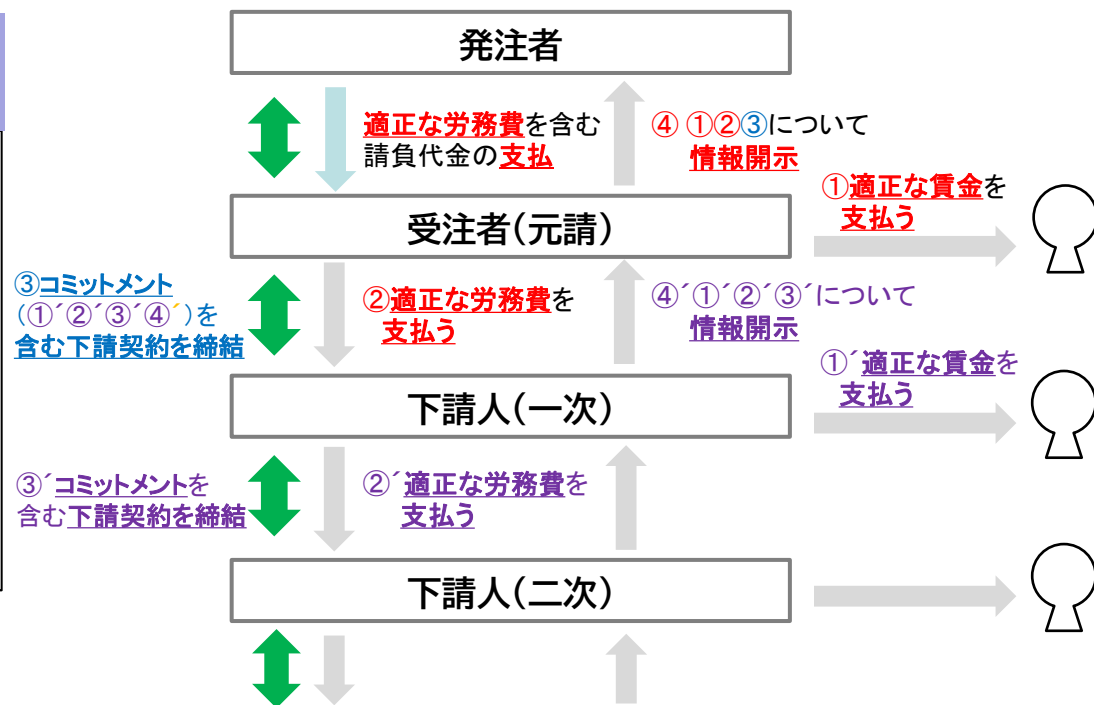
- 「労務費に関する基準」に基づき、個々の取引において適正な労務費が支払われ、技能者を雇用する事業者まで行き渡ることが重要
- 行政による監督指導を補完する仕組みとして、**契約当事者間において、労務費や賃金の支払いについて約束し、確認することを可能**とするのが「コミットメント条項」である

契約に盛り込む事項

(受注者がコミットメントする(約束する)内容)

- ① **適正な賃金**を雇用する**技能者に支払う**
- ② **適正な労務費**を下請事業者**に支払う**
- ③ **下請事業者との間で、コミットメント条項を含む下請契約を締結する** ※(A)導入の場合
- ④ ①②③について、**注文者の求めに対して、関係書類(注)を提出する(情報開示する)**

注:①については誓約書、
②及び③については契約書の写し等



・全ての標準約款(公共・民間(甲・乙)・下請)に、「選択条項」として追加(契約当事者の任意で導入)

・コミットメント条項を導入する場合、以下の(A)(B)のパターンから選択

(A) ①②に加え、③を約する(下請契約においてもコミットメント条項の導入を約する)

(B) ①②のみを約する (下請契約においては個別に導入を判断する)

・労務費の行き渡り確保の観点からは(A)を基本としつつ、(B)も選択可能とすることで、できるところからの活用を推奨

民間(七会)連合協定工事請負契約約款の改正(コミットメント条項の追加)

- 建設工事標準請負契約約款の改正（令和7年12月12日中央建設業審議会勧告）を受け、同日、民間（七会）連合協定工事請負契約約款が改正
- 同約款においては、標準約款における コミットメント条項（B） を選択的条項ではなく既定の条項として追加

民間（七会）連合協定工事請負契約約款（抄）

第4条の2 適正な労務費の確保等

(1) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法第34条第2項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

(2) 発注者は、本条（1）の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

(3) 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

a. 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

b. 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を下請負人に支払うものとする。

(4) 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定め、次に掲げる書面の提出を請求することができる。

a. 本条（3）aの賃金を支払った旨の誓約書

b. 受注者と下請負人との間の契約書の本条（3）bの支払に関する部分の写し等

(5) 受注者は、本条（4）の規定による請求があったときは、同項各号に掲げる書面を提出するものとする。

（参考）民間建設工事標準請負契約約款（甲）（抄）

（適正な労務費の確保等）

第四条の二（B） 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第四条の二は（A）又は（B）を使用し、使用しない場合は削除する。

<民間(七会)連合協定工事請負契約約款> 民間(七会)連合協定工事請負契約約款委員会（※）において制定・改正を行っているもの。
※委員長：古阪秀三立命館大学客員教授
構成団体：（一社）日本建築学会 （一社）日本建築協会 （公社）日本建築家協会 （一社）全国建設業協会 （一社）日本建設業連合会
（公社）日本建築士会連合会 （一社）日本建築士事務所協会連合会

12

CCUSレベル別年収の概要（令和8年4月改定）

- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を職種別、ブロック別に算出。
- レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- 目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンプの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別（全分野）（年収）

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1（単位：万円）	レベル2（単位：万円）	レベル3（単位：万円）	レベル4（単位：万円）
	（標準値～目標値）	（標準値～目標値）	（標準値～目標値）	（標準値～目標値）
全 国	395～535以上	444～599以上	472～664以上	572～754以上
北 海 道	363～492以上	408～551以上	434～611以上	526～694以上
東 北	417～565以上	469～632以上	498～701以上	604～797以上
関 東	418～567以上	470～635以上	500～704以上	606～800以上
北 陸	407～552以上	458～618以上	487～686以上	590～779以上
中 部	416～565以上	468～632以上	498～701以上	603～796以上
近 畿	386～524以上	435～587以上	462～651以上	560～739以上
中 国	337～457以上	379～512以上	403～568以上	489～645以上
四 国	362～491以上	408～550以上	433～610以上	525～693以上
九 州・沖 縄	383～519以上	431～581以上	458～644以上	555～732以上
参考①特殊作業員	416～563以上	468～631以上	490～692以上	603～792以上
参考②普通作業員	350～473以上	393～530以上	412～581以上	506～665以上

<算出条件>

- ・ CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査（令和7年10月調査）の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
- ・ 労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
- ・ 労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成

※ 北海道ブロックの詳細は、[労務費に関する基準ポータルサイト](#)をご確認ください。



令和8年度『労務費に関する基準』に係る取組

- 全面施行後、最初の年度であり、労務費に関する基準の定着・徹底のための取組を強力に推進していく。
 - ① まずは、労務費等を内訳明示した見積書の商習慣化、「職人いきいき宣言」の拡大、コミットメント制度の普及促進、CCUSレベル別年収や労務費の基準値の普及促進を行う。
 - ② 加えて、新規に実施するフォローアップ調査を講じるほか、建設Gメンによる調査等を通じた法令遵守に向けた対応を実施。
- これにより、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて適正な労務費（賃金の原資）を確保するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払いを実現する。

実効性確保策の
継続・推進

労務費等を 内訳明示した見積書の商慣行化	技能者を大切にする企業の 自主宣言制度	コミットメント制度 の導入	CCUSレベル別年収 の支払い
「書き方ガイド」の活用、事業者による見積書作成や団体による「標準見積書」の作成の促進。	R8.7.1より経営事項審査の加点項目となることも踏まえ、宣言企業の拡大に向け周知徹底を図る。	標準約款等の周知普及などにより、活用促進を図る。	- 活用に向けた更新・周知を行う。 - 加えて、「賃金情報提供システム※」の試行運用を実施、本格導入に向けた検討を行う。 ※CCUSレベル別年収（標準値）を下回る場合について重点的に確認。

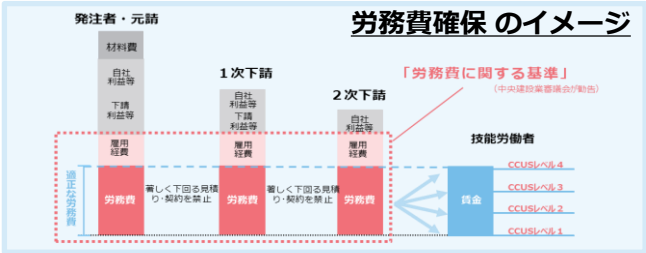
新規的な取組

F U 調査	法令遵守の対応	取引適正化
✓ 新たな商習慣がどの程度定着しているか、労務費の行き渡りボトルネックはどこか、CCUSレベル別年収（目標値）が払われているかについて、フォローアップ調査を実施。 ✓ まずは一部の業種・工事を対象に調査を実施し、次年度以降の取組継続、必要な措置について検討を進めていく。		✓ 1月に公表した取引事例集について、周知徹底を図りつつ、建設Gメンによる取引実態の調査を本格的に実施し、当該調査において確認された法違反のおそれのあるケースを踏まえ、事例集について充実を図っていく。 ✓ 中小企業庁や厚生労働省等の関係省庁の連携の継続や、情報共有等のあり方について検討を進める。



官民連携で
実効性を確保

➤ これらの取組の継続・推進に加え、あらゆる機会を捉えてサプライチェーン全体での制度理解に向けた周知徹底を図り、官民連携による実効性確保策の推進を図っていく。



- 実効性確保策の定着状況とその効果の発現の状況について、下記の調査を行った上で、その実施結果について年1回の頻度でフォローアップ調査結果を労務費WGに報告する。

フォローアップが必要な内容		既存調査	既存調査 (新規に項目を追加)	新規調査
入口の取組	見積における労務費・必要経費の明示	受注側による労務費等の確保状況（確保割合） 【社保調査（※1）】	労務費等が内訳明示された見積書による取引状況 【社保調査】	・「適正労務費」の取引への反映状況等に係る調査 ・「行き渡り」のボトルネックに係る実態調査
	事業者の見える化（自主宣言）	（自主宣言の実施状況）		
	労務ダンピング調査（公共）		労務費ダンピング調査の実施状況 【入契調査（※2）】	
	国（建設Gメン）による調査	（建設Gメンの活動状況）		
出口の取組	労務費・賃金の支払い状況の確認	・労務費等の支払い状況 【社保調査】		CCUSレベル別年収の支払い状況に係る実態調査
	コミットメントの活用状況の確認	・直轄事業における試行調査	コミットメント条項の導入状況	

（※1）社会保険の加入確認・法定福利費に関する調査。建設業許可業者から無作為に抽出した40,000者（令和6年度は有効回答数6,972者）に対し実施

（※2）入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査。入契法の適用対象である国・特殊法人等・地方公共団体の計1,927団体に対し実施

「適正労務費」の取引への 反映状況等に係る実態調査

実施目的（課題）：

従前の調査では事業者の主観ベースでしか確認できていなかった適正な労務費の確保状況について、基準によって示された適正な労務費が取引において反映されているかを、「基準値」を活用して客観的に把握する。

実施対象：

既に基準値が定まっている特定の職種分野の、任意・一定規模の建設業者を対象に実施

実施方針：

基準値で定めた標準的な仕様・作業内容で行われた工事における単位施工量あたり見積り額をアンケートベースで調査（マクロ的把握）

「行き渡り」のボトルネックに 係る実態調査

実施目的（課題）：

従前必ずしも定性的にしか把握されていなかった労務費行き渡りの「ボトルネック」が生じる要因について、個別の工事に着目して分析し、追加的に施策を講じるべき点がないか把握する。

実施対象：

公共工事・民間工事、土木工事・建築工事等の一定の類型を考慮した上で選定する数件程度の工事

実施方針：

選定された工事について、発注者や、施工体制下の元請・下請・技能者それぞれにおける労務費確保・賃金の支払い状況をヒアリングベースで調査（ミクロ的把握）

CCUSレベル別年収の 支払い状況に係る実態調査

実施目的（課題）：

従前、統計ベースのマクロ的数字としてしか把握されていなかった技能者への賃金支払いの状況について、個別の技能者へのCCUSレベル別年収（目標値）が支払われる環境構築に向け、どのような施策を追加的に講じる余地があるかを把握する。

実施対象：

既にCCUSレベル別年収が定まっている特定の職種分野の、任意・一定規模の建設業者を対象に実施

実施方針：

対象企業における賃金支払い状況について、賃金台帳・出勤状況・CCUS能力評価の状況（能力評価が進んでいない理由）等の把握により、賃金支払い状況をヒアリングベースで調査（ミクロ的把握）

北海道開発局 令和8年度建設業法令遵守推進本部の活動方針概要

- 建設業法令遵守推進本部は、建設業の公正・公平な競争基盤が阻害され、適正な施工の確保が困難となるような法令違反への対応を強化するべく、平成19年に地方整備局等に設置。
- 建設Gメンは、推進本部の取り組みの一端を担い、第三次・担い手3法の趣旨に沿って、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革を推進するため、請負契約に関する調査及び法令違反への指導を実施。



建設業法令遵守推進本部の活動

1. 法令違反疑義情報の収集

■建設業法の相談・建設業法違反の疑いに関する通報窓口の周知

（「建設業フォローアップ相談ダイヤル」
「駆け込みホットライン」）

■通報者を保護するための取組強化

通報者が秘匿を希望したときには、通報者が被通報者により特定されて不利益な取扱いを受けることがないように、秘密保持を徹底した上で、調査等の方法を工夫する。

2. 報告徴収及び立入検査の実施

■以下の場合を中心に、報告徴収及び立入検査を機動的に実施。

- ・相談通報窓口への通報や関係機関からの情報提供により法令違反が疑われる場合
- ・建設Gメンの調査等により違反を把握した場合
- ・営業所の実態に疑義のある場合
- ・技術者の配置に疑義のある場合
- ・過去に指導監督を受けた建設業者

3. 関係機関との連携

■適切な工期設定の周知啓発

建設業の働き方改革推進のため、都道府県労働局や労基署と連携

■公共発注者からの情報の活用

Gメン調査に活用するほか、労働法令や独禁法違反の疑いがあれば、関係機関と情報共有し連携。

■不良・不適格業者の対応

道庁担当部署と連携し、情報共有や合同立入検査、営業状況の継続把握等を実施、関係部署とも協力して適切に対応

4. 建設業取引適正化推進月間（11月）

- ・講習会の開催、建設Gメンなど、取引適正化に向けた活動等を重点的に行い、建設業法の普及啓発、周知等に努める。

5. その他

- ・建設工事の請負契約に関するトラブルの相談窓口である「建設業取引適正化センター」について、周知を図る。
- ・建設関係団体との情報・意見交換、団体による研修会の機会などを活用して、建設業法の周知啓発に努める。
- ・建設キャリアアップシステムや建設業退職金共済制度の普及に向けた必要な周知を行う。
- ・建設業法以外の建設工事の施工等に関わる法令において、建設業者にも適用される制度の周知及び適切な対応を促す。
- ・一人親方対策として、元請負人へ法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。
- ・免税事業者との取引において、消費税相当額の一方的な減額を行わないことなど、十分な協議を行うよう周知啓発等を行う。

建設Gメンによる調査等

① 基本方針

- 建設Gメンは、建設業法令遵守推進本部の活動の一端を担い、建設業法の違反疑義情報収集、調査等の実施、指導、また大臣許可業者に対して監督処分を行う。
- 特に、建設工事の請負契約の適正化により、担い手の確保に向けた労働者の処遇改善や働き方改革の推進を最重要目的として、建設業法の遵守徹底、建設工事の適正取引を推進する。

② 適正取引推進のための具体的な活動

- 「下請取引等実態調査」や「駆け込みホットライン」などの情報を基に、調査の必要性を判断する。
- 特に、労働者の処遇改善や働き方改革に影響を与える請負契約の法律違反の疑いは、情報提供者及びその取引相手方へ調査等により不適正な取引が確認された場合、改善指導を行う。
- 都道府県知事許可業者は、指導結果等を当該都道府県へ情報共有など、必要な取り組みを行う。

③ 適正取引の推進に向けた主な調査内容

- 建設Gメンは、建設工事の請負契約に関して、主に見積り、契約、支払いなどに関する建設業法の遵守状況を調査。

(1)適正な請負代金

- 見積のやりとりにおいて減額が生じている場合の乖離状況の確認
- 「労務費に関する基準」を踏まえて、労務費の状況を確認
- コミットメント条項を含めた契約は、適正な労務費による見積状況等の確認

(2)適正な契約締結

- 契約書の法定記載事項の確認
- 原価に満たない請負代金の有無を確認
- 資材価格の高騰を踏まえた転嫁協議を円滑に行うために必要となる契約変更方法の条項の記載状況を確認

(3)適正な工期設定

- 「工期に関する基準」を踏まえて、休日確保等の考慮状況の確認。
- 著しく短い工期が疑われるような長時間労働の事案について、労基署へ必要な情報共有。

(4)適切な価格転嫁

- おそれ情報の通知、変更協議の申し出、注文者の協議対応などを確認。
- 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を周知のうえ、指針に沿った行動を求める。

(5)適正な代金支払

- 労務費相当部分の現金払い、手形払いの場合の手形期間、手形の割引料等の負担状況の確認
- 銀行口座への振込手数料の負担状況を確認

④ 許可行政庁との情報共有及び協力連携

- 建設Gメンによる調査等において、建設業法違反の疑いが確認された場合、違反疑義業者への報告徴収及び立入検査、指導監督が適切に行われるよう、当該違反疑義業者の許可行政庁に対して情報提供を行う。
- また、都道府県知事許可業者に関しては、合同立入検査の実施など、知事許可部局と連携して適切な対応を図る。

- 「デジタルを活用した技能者からの賃金情報提供制度」の構築に向けて、令和7年度補正予算を活用し、調査検討業務を実施。
- 地方整備局等へのヒアリングを実施し、使いやすく、かつ、セキュリティの確保されたシステムとなるよう詳細を検討。また、令和8年度中に試行運用を実施し、本格運用に向けた検討にフィードバック。

構築に向けた基本的な考え方

- ◆「労務費に関する基準」において、「CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること」とされている。
- ◆したがって、技能者から情報提供された技能者の賃金がCCUSレベル別年収の標準値を下回っているかどうかをシステムが簡易に判定し、提供された関連情報も含めてシステムから建設Gメンに提供することで、労務費のダンピングの恐れについて確認等を行うかどうかの検討・判断にあたっての端緒情報として活用することを基本とする。

- 「労務費に関する基準」（令和7年12月2日中央建設業審議会決定）（抄）

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

（略）

（3）支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方

（略）

○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての 公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられる CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

○CCUS レベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。

○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

1. 「通常必要と認められる労務費を著しく下回るおそれのある取引事例集」の周知徹底及び充実

- 1月に公表した取引事例集について、建設業界に対する周知徹底を図っていく。
- 第三次・担い手3法の完全施行を踏まえ、労務費の行き渡りに関して、建設Gメンによる取引実態の調査を本格的に実施し、当該調査において確認された法違反のおそれのあるケースを踏まえ、事例集について充実を図っていく。【順次実施】



2. 監督処分公表の充実

- 監督処分時の公表について、他制度を参考として、その悪質な態様がわかるよう詳細な情報も公表することで、一層の注意喚起を図る。
- 国土交通省ネガティブ情報等検索サイトへの蓄積とは別に、今後の監督処分事案のうち特に悪質であるなど広く注意喚起を図ることが必要なものについては、その概要を国交省HPにおいて掲載する。
- いずれも、まずは国土交通省において大臣許可業者に対する処分について実施。その運用状況を踏まえ、都道府県にも順次実施を促していく。

【大臣許可業者については令和8年度から随時実施予定】

東芝産業機器システム株式会社
東芝ホクト電子株式会社

に対する勧告（概要）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

製造委託の内容

電動機、変圧器、受配電盤、制御盤、汎用インバータ等の製品等及びその部品の製造を委託

違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

東芝産業機器システムは、遅くとも令和6年2月1日以降、本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者47名に対して合計1,510個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。

製造委託の内容

マグネトロン、サーマルプリントヘッド等の部品の製造を委託

違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

東芝ホクト電子は、遅くとも令和6年4月1日以降、本件製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、受注者14名に対して合計483個の金型等を、自己のために無償で保管させていた。

公正取引委員会による勧告の内容（注）

下請事業者（受注者）に対し、無償で金型等を保管させたことによる費用に相当する額を公正取引委員会の確認を得た上で速やかに支払うこと

今後、中小受託事業者に対し、不当な経済上の利益の提供要請を行わないこと等を取締役会の決議で徹底すること

取適法の遵守体制を整備すること など

（注）下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

取適法における勧告や独占禁止法に基づく警告等の公表については、事案の内容を詳細に記載しているとともに、わかりやすい概要資料も併せて公表

■ 1. 及び2. の取組の徹底を図るとともに、労務費基準の定着状況についてフォローアップ

■ 当該状況も踏まえつつ、引き続き、建設業法に基づく勧告公表の実施のほか、中小企業庁「価格交渉促進月間フォローアップ調査」など他制度を参考とした効果的な公表の仕組みや制度的な位置づけの要否などについて、検討を継続

3. 「CCUS利用拡大に向けた3か年計画」の取組状況

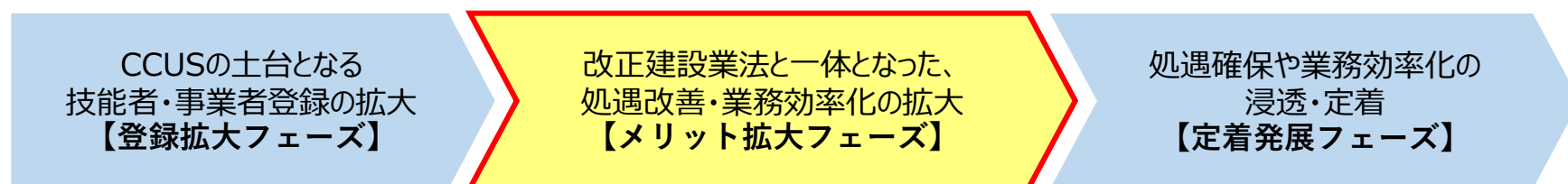
令和8年度建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会
(令和8年6月25日) 資料

CCUS 利用拡大に向けた 3 か年計画（概要）

<令和 6 年 7 月 2 4 日公表>

- これまでの 5 年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後 3 年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

●今回の「3 か年計画」の位置づけ



1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

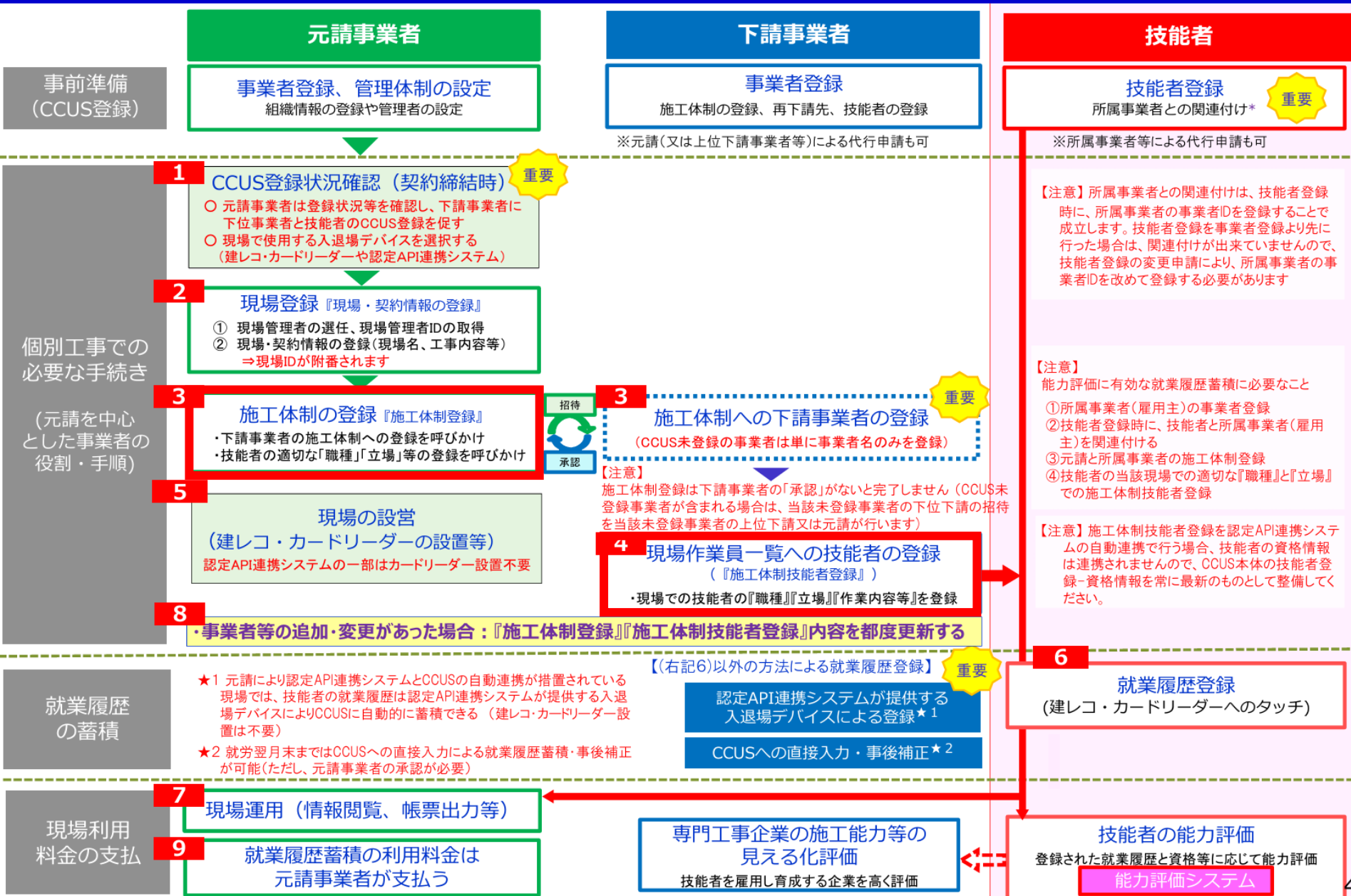
- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年 1 回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

あらゆる現場・あらゆる職種でCCUSと能力評価を実施
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充



能力評価基準の策定状況

技能者の能力評価は、国土交通大臣が認定した49分野の能力評価基準に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体により実施

評価分野	能力評価実施団体
電気工事	(一社) 日本電設工業協会
橋梁	(一社) 日本橋梁建設協会
造園	(一社) 日本造園建設業協会 (一社) 日本造園組合連合会
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
防水	(一社) 全国防水工事業協会
トンネル	(一社) 日本トンネル専門工事業協会
建設塗装	(一社) 日本塗装工業会
左官	(一社) 日本左官業組合連合会
機械土工	(一社) 日本機械土工協会
海上起重	(一社) 日本海上起重技術協会
P C	(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
鉄筋	(公社) 全国鉄筋工事業協会
圧接	全国圧接業協同組合連合会
型枠	(一社) 日本型枠工事業協会
配管	(一社) 日本空調衛生工事業協会 (一社) 日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび	(一社) 日本建設躯体工事業団体連合会 (一社) 日本鷹工業連合会
切断穿孔	ダイヤモンド工事業協同組合
内装仕上工事	(一社) 全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会
サッシ・カーテンウォール	(一社) 日本サッシ協会 (一社) 建築開口部協会
エクステリア	(公社) 日本エクステリア建設業協会
建築板金	(一社) 日本建築板金協会
外壁仕上	日本外壁仕上業協同組合連合会
ダクト	(一社) 全国ダクト工業団体連合会 (一社) 日本空調衛生工事業協会
保温保冷	(一社) 日本保温保冷工業協会
グラウト	(一社) 日本グラウト協会

評価分野	能力評価実施団体
冷凍空調	(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会
運動施設	(一社) 日本運動施設建設業協会
基礎ぐい工事	(一社) 全国基礎工事業団体連合会 (一社) 日本基礎建設協会
タイル張り	(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会
道路標識・路面標示	(一社) 全国道路標識標示業協会
消防施設	(一社) 消防施設工事協会
建築大工	全国建設労働組合総連合 (一社) J B N・全国工務店協会 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会 (一社) 日本ログハウス協会 (一社) プレハブ建築協会
硝子	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会
A L C	(一社) A L C 協会
土工	(一社) 日本機械土工協会
ウレタン断熱	(一社) 日本ウレタン断熱協会
発破・破砕	(一社) 日本発破・破砕協会
建築測量	(一社) 全国建築測量協会
圧入	(一社) 全国圧入協会
さく井	(一社) 全国さく井協会
解体	(公社) 全国解体工事業団体連合会
計装工事	(一社) 日本計装工業会
土質改良	(一社) 全国建設発生土リサイクル協会
潜函	日本圧気技術協会
住宅建築関連	(一社) J B N・全国工務店協会 全国建設労働組合総連合 (一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
石材施工	全国建築石材工業会
斜面防災	(一社) 斜面防災対策技術協会
道路等法面保護工事	(一社) 全国特定法面保護協会
都市トンネル	(公社) 日本推進技術協会

これに加えて、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定、又はその前段階となる「登録基幹技能者」の登録に係る相談を受付

CCUSの就業履歴の蓄積について

- CCUSの就業履歴の蓄積については、高価なカードリーダーの設置が障壁となっていた。
- そのため、1. カードリーダー設置の支援、2. カードリーダー以外の手法の拡大を図ることにより、就業履歴を蓄積できる環境の整備を促進してきたところ。

1. カードリーダー設置の支援

<①安価なカードリーダーの普及>

- ・従来のカードリーダーと比べて、1/3～1/10程度の金額のカードリーダーを導入。

【令和5年8月～】

従来のカードリーダー



1万円～3万円程度

安価なカードリーダー



3,000円程度～



<②カードリーダーの無償貸与>

- ・建設業振興基金から元請事業者に対し、カードリーダーを1台無償貸与(モニター後のカードリーダー返却不要。新規に事業者登録をする事業者が対象)。

【令和4年12月～令和8年9月(予定)】



※ 厚生労働省によるカードリーダー設置の助成金は、令和7年度から発展的に解消。

2. カードリーダー以外の手法の拡大

<①iPhoneでの読み取り>

- ・CCUSカードを、iPhoneで読み取り可能になるよう、管理者向けアプリ(「建レコ」)を改修。

【令和6年1月～】



<②電話認証・顔認証>

- ・携帯電話の発信や顔認証により、カードリーダーがなくても就業履歴を蓄積可能とするシステムを導入。

【令和3年10月～】

※令和5年10月～令和8年3月は、初期費用を無料にするキャンペーン実施。

必要最小限の機能にしばったライトプランを新設

【令和8年4月～】



<③QRコードの読み取り>

- ・CCUS登録技能者向けアプリ「建キャリ」で表示したQRコードを読み込ませることで、履歴蓄積可能とする(CCUSカードも不要)。

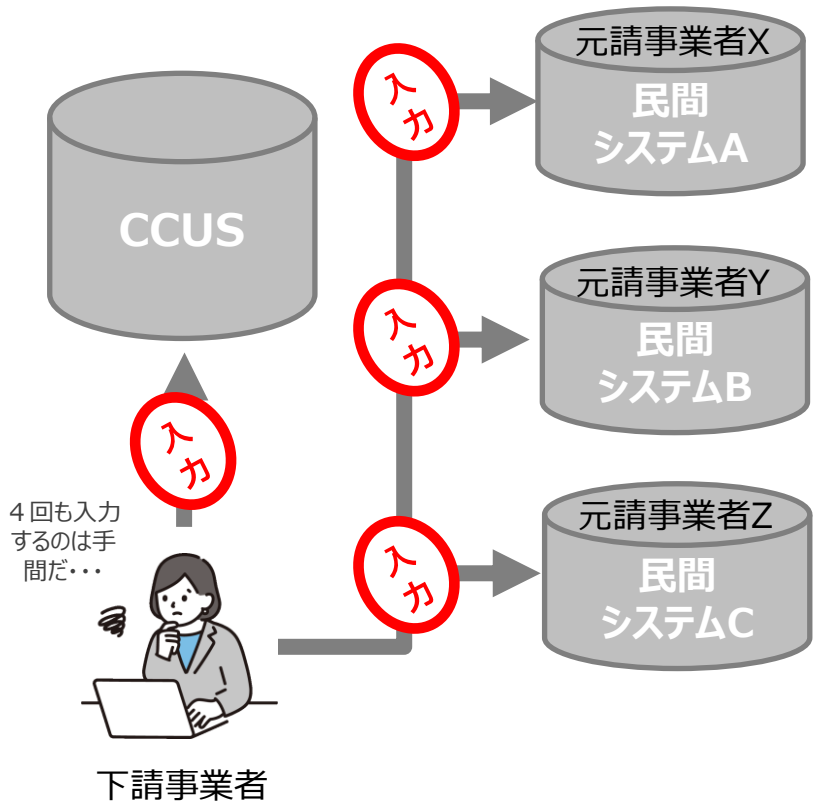
【令和7年8月～】



- 建設企業の働き方改革のため、**CCUSに登録されている情報を民間の労務安全システム等で利用することを可能**とし、データ入力作業を効率化

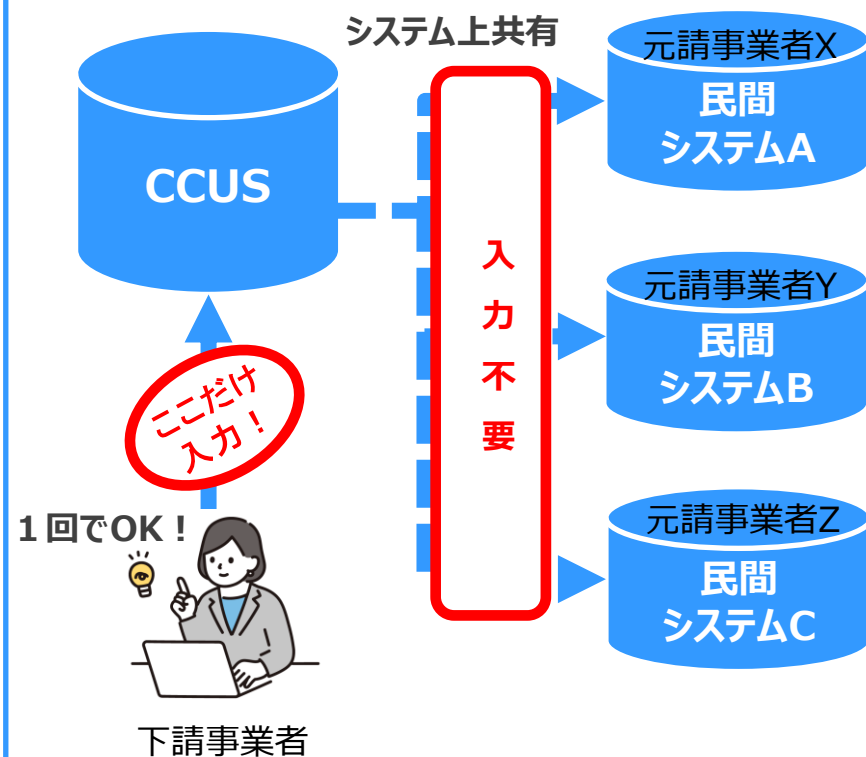
これまで

CCUSと民間の労務安全システム等に、それぞれ同じ情報を入力（4回）



これから

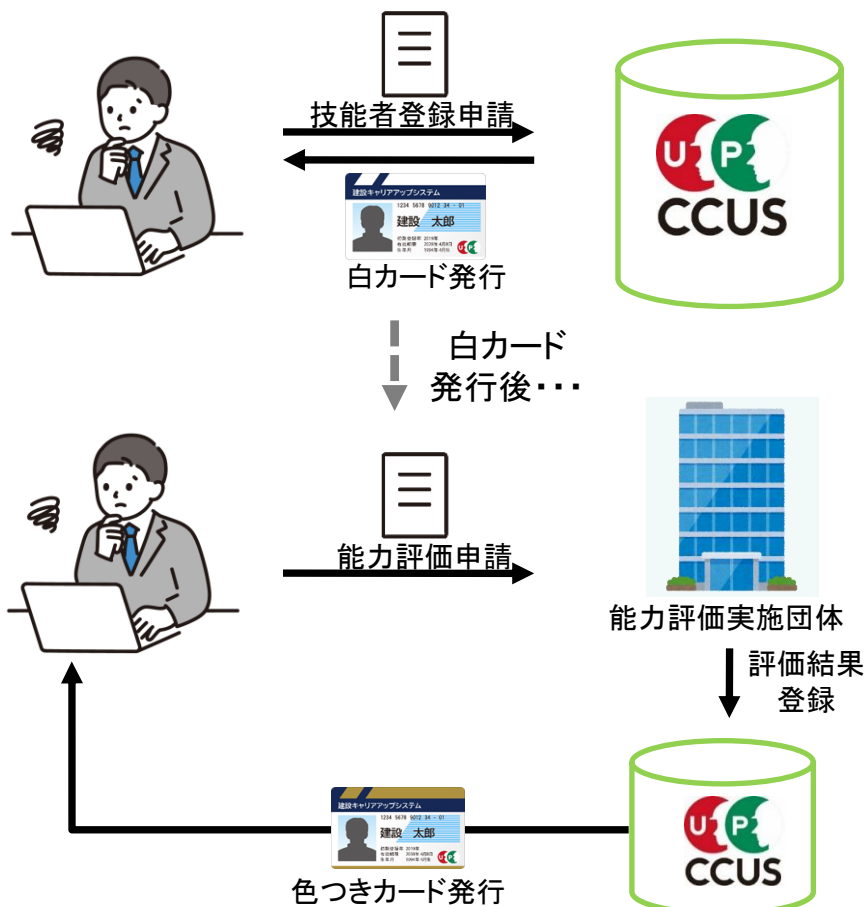
CCUSに登録されている情報（例：技能者の氏名、資格情報、社保加入状況）を民間システムへ共有し、各民間システムの入力項目を削減



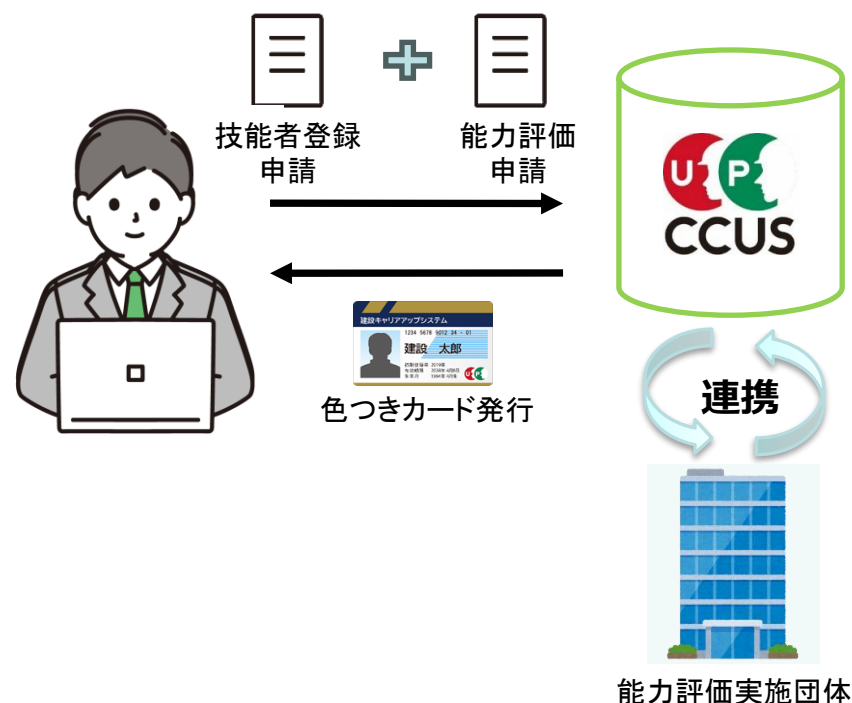
○CCUSへ新規に技能者登録を申請する際、同時に能力評価申請を行うことを可能とし、1回の申請で能力評価結果を反映したカードを発行

○カード発行が1回になり、その分の費用(1,000円)も軽減 【2025年3月供用開始】

これまでの申請方法



これからできる申請方法



※能力評価申請は経歴証明の利用が前提となるため、所属事業者等による代行申請に限る。

- 改正建設業法の全面施行や育成就労制度の導入等といった、建設技能者を取り巻く制度的環境の激変へ迅速に対応するとともに、一定の周知期間を確保する観点から、**令和9年（2027年）3月31日をもって簡略型登録の新規・更新申請を終了。以降は詳細型登録に一本化。**
- 現に簡略型登録を経た技能者については、次回更新時に詳細型へ移行（任意の前倒し移行も可）。
- 詳細型登録手数料については**、簡略型に比して詳細型の事務処理コストが高額であること等を踏まえ、中長期の収支に大きな影響が生じないように配意しつつ、**当分の間、所要の引き下げを実施。**
- あわせて、詳細型登録による最大のメリットである**能力評価受検を加速するため、当分の間現行の支援措置を継続。**

現行

技能者登録 2段階登録方式

簡略型登録料：**2,500円**

詳細型登録料：**4,900円**

※簡略型から詳細型への移行：**2,400円**

見直し後（令和9年（2027年）4月1日～）予定

技能者登録 詳細型のみ

簡略型登録：**廃止**

詳細型登録料：当分の間**4,000円～4,500円を想定**

※簡略型から詳細型への移行：**1,500円～2,000円を想定**

1. 開始時期

令和9年（2027年）4月1日

2. 対象者

新規申請技能者及び更新申請技能者

※令和9年（2027年）4月1日より前に簡略型で登録された技能者は、次回更新時に詳細型へ移行。

3. 技能者登録料

当分の間4,000円～4,500円/人への引き下げを想定

※引き下げ措置の終期については、詳細型への移行や技能者登録更新の進捗状況やこれを踏まえた中期的収支の見通しを踏まえ、令和10年度（2028年度）以降に決定。

4. その他

現在、時限的（令和8年（2026年）3月末まで）に実施している能力評価に係る評価手数料の全額支援を当面の間延長する。

CCUS運営主体:(一財)建設業振興基金の取組



建設キャリアアップシステム
登録技能者・登録事業者の皆様へ

CCUS能力評価申請手数料の全額支援を**当面の間延長します!**
～この機会に能力評価を申請しましょう～

○全額支援を行う延長期間

・2026年4月1日(水)から**当面の間** \ 延長します! /

※全額支援は2025年8月1日(金)より実施しております。
※申請日基準となります。
※延長の終了時期につきましては、改めてご案内いたします。

○対象者

・CCUS技能者登録(詳細型登録)が完了している方

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)者も含む

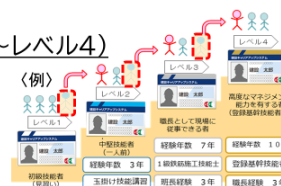
○対象となる能力評価

・全ての能力評価分野が対象 (レベル2～レベル4)

○全額支援の対象範囲

・能力評価申請に係る手数料4,000円

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)については3,000円
※CCUS登録技能者が簡略型登録から詳細型登録へ移行する際の手数料(2,400円)は対象外
※全額支援は申請回数に制限を設けておりません。



○全額支援を活用した申請方法

・能力評価実施団体への申請自体は従来通り
・ただし、能力評価申請手数料の支払は不要

※CCUS技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請(ワンストップ申請)についても従来通り
※従来、申請時に必要な書類であった手数料支払に係る証明書については、添付不要
ワンストップ申請の場合においては、建設業振興基金が指定する画像を添付⇒[詳しくはこちら](#)

申請方法の詳細については、各能力評価実施団体にお尋ねください

能力評価分野及び申請先については、右のQRコードよりご確認ください
(QRコード:国土交通省HP)

